

## トキの概要

### 1. 分類

コウノトリ目 トキ科 トキ

学名：*Nipponia nippon*

英名：Japanese Crested Ibis



### 2. 生物学的特徴

全長 約 75 cm (体をまっすぐ伸ばしたくちばしの先から尾羽の先)

翼開長 約 140 cm (翼を開いた時の左右の翼端から翼端)

体重 約 1,600–2,000g

非繁殖期（8月～1月）は、全身ほぼ白色。翼や尾羽等の裏側は、朱鷺色と呼ばれる独特の淡橙赤色。



### 3. 保護に関する指定等

文化財保護法「特別天然記念物」

種の保存法「国内希少野生動植物種」

ワシントン条約。附属書 I に掲載。

日本版レッドリスト。EW（Extinct in Wild、野生絶滅）に掲載。

IUCN 版レッドリスト。EN（Endangered、絶滅危惧）に掲載。

#### 4. 生息状況

かつては、ロシア極東、中国東北部から中部、朝鮮半島、台湾、日本など東アジア一帯に広く分布していた。



日本では、明治時代に美しい羽毛をとるために乱獲され個体数が激減した。昭和以降では、森林の伐採による繁殖地の減少、農薬の多用による餌動物の減少と身体の汚染、山間部の水田の消失、人の接近による繁殖妨害も個体数を減らした原因と考えられている。

## 5. 生態（生息環境、繁殖等）

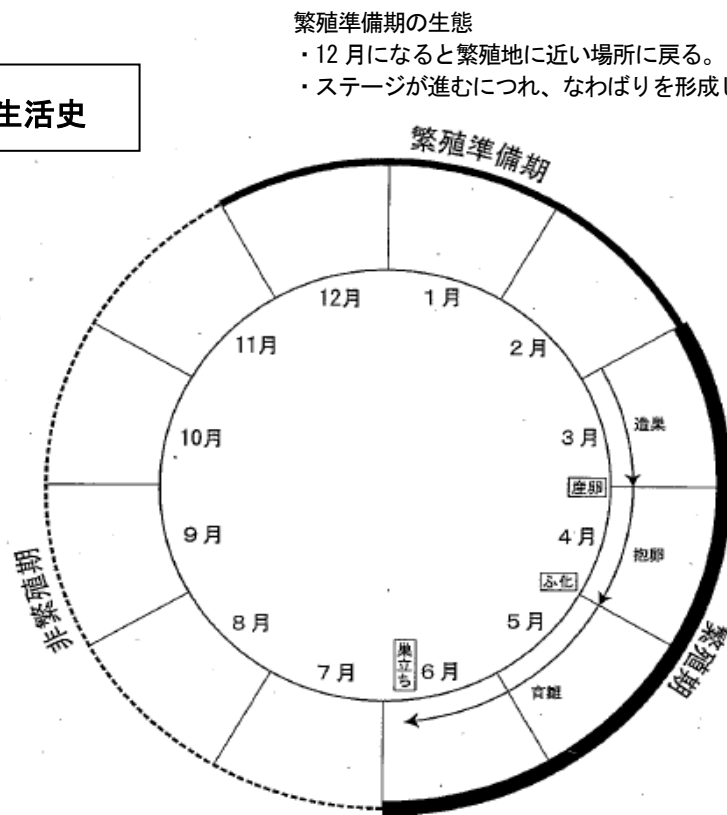
食物となるドジョウやカエルが豊富な水田や湿地、沢があり、その近くに営巣できる大木のある環境に生息する。

春から夏の繁殖期には雄雌のペアを形成し、山中のマツや広葉樹の大木に小枝を組んだ直径1 mくらいの巣をつくり、なわばりを形成し、営巣、産卵、育雛を行う。3月下旬～4月上旬に3～4個の卵を産み、雄雌交代で温める。卵は約1ヶ月で孵化し、雛は約2ヶ月で成鳥とほぼ同じ大きさに成る。

秋になると群をつくって比較的広い範囲を移動し、稲刈りの終わった水田や湿地等において集団で採食する。

ワシタカやカラスなどの鳥類、イタチやテンなどの小型哺乳類のほか、アオダイショウなどのヘビ類も雛や卵を襲う天敵となる。

### トキの生活史



#### 非繁殖期の生態

- ・平野や丘陵地からなる低標高地へ移動。
- ・大きな群を形成し、昼は採餌や休息を行い夜は樹上でねぐらを組んで過ごす。
- ・11月になると大きな群がいくつかの群れに分かれる
- ・非繁殖期の行動圏は400km<sup>2</sup>（中国の場合）。

#### 繁殖期の生態

- ・繁殖期のおおよその生態は図に示すとおり。
- ・繁殖期のつがいは強い領域性を示す。
- ・なわばりの大きさは数ha。

## トキ保護の経緯

年度	生息及び飼育繁殖状況	保護に係る法的根拠等	事業・組織・検討会等	施設	日中関係
1932	S7	農林省により「朱鷺を保護せらるべし」との標柱が立てられる			
1934	S9	生息環境の改変等により、全国で100羽まで減少	天然記念物 (文化財保護法)		
1952	S27	佐渡24羽、能登8羽に激減	特別天然記念物 (文化財保護法)		
1959	S34			公費(文化財保護委員会・新潟県教委等)による保護増殖事業開始	
1962	S37	農林省がトキ生息地・営巣地一帯を水源涵養林として買い上げ(~S46)			
1967	S42	4羽の野生個体を捕獲し、センターで飼育を開始		新潟県嘱託のトキ保護管理者が常駐開始	新潟県がトキ保護センターを開設(清水水平)
1970	S45	本州最後のトキ捕獲(翌年死亡)、佐渡に7羽のみが生息			
1971	S46			環境庁設立	
1974	S49	野生下で最後の繁殖			
1975	S50			トキの保護増殖事業が文化庁から環境庁に移管	
1979	S54			特定鳥獣増殖検討会トキ分科会 ※全鳥捕獲を提言	
1980	S55			環境庁が新潟県に保護増殖事業を委託開始(現在まで継続)	
1981	S56	佐渡で全鳥5羽捕獲(♂1、♀4羽)			中国でトキ発見(7羽)第1回日中トキ会議
1985	S60	「ホアホア」が中国より貸与。「キン」とペアリング図るも失敗(H元返還)			日中共同のトキの保護、繁殖及び研究に関する討議の記録に署名
1990	H2	「ミドリ」を中国に送りペアリングを図るも失敗(H4帰国)			
1992	H4		国内希少野生動物種指定		
1993	H5		保護増殖事業計画策定(種の保存法)		環境庁が佐渡トキ保護センターを開設
1994	H6	「ロンロン」「フォンフォン」が中国より貸与、「ロンロン」その後死亡、「フォンフォン」は「ミドリ」とペアリングを図るも失敗			
1998	H10				中国江沢民国家主席より、天皇陛下に対しトキ1つがい(「ヨウヨウ」「ヤンヤン」)の贈呈を表明
1999	H11	「ヨウヨウ」「ヤンヤン」到着、人工増殖成功「ユウユウ」誕生、以降順調に飼育下繁殖が進む			
2000	H12			環境再生ビジョン検討会設置(環境省) ※野生復帰に向けた検討開始	日中首脳会議で「メイメイ」の供与を表明
2001	H13				トキ2羽返還
2003	H15	最後の日本産野生個体死亡		環境再生ビジョン策定(環境省) ※2015年小佐渡東部60羽定着を目標	・日中共同トキ保護計画(大臣間署名) ・トキ3羽返還

## トキ保護の経緯

年度		生息及び飼育繁殖状況	保護に係る法的根拠等	事業・組織・検討会等	施設	日中関係
2004	H16		保護増殖事業計画改訂(種の保存法)→生息環境整備、再導入(野生復帰)、分散飼育が新たに位置づけられる		野生復帰ステーション工事着工	
2006	H18			トキ保護増殖分科会開催 ※専門家検討体制の見直し(飼育繁殖と野生復帰の両専門家会合を設置) 人・トキの共生の島づくり協議会設置	野生復帰ステーション完成	
2007	H19	・野生順化訓練開始 ・トキ繁殖個体100羽超える ・多摩動物公園に4羽移送	国指定小佐渡東部鳥獣保護区拡大(鳥獣保護法)		環境省佐渡自然保護官事務所開設	・日中首脳会談で、「ホワヤン」「イーシューイ」の供与を表明
2008	H20	・第1回放鳥(10羽) ・分散飼育実施地に石川県、出雲市、長岡市が決定				
2009	H21	・第2回放鳥(19羽) ・石川動物園に4羽移送 ・順化ケージで訓練中の9羽がテンに襲われ死亡				トキ10羽返還
2010	H22					人とトキが共生できる地域環境づくりに関するODA開始(5カ年の予定)

## トキ保護増殖事業計画

平成16年1月29日

農林水産省  
国土交通省  
環境省

告示第1号

# トキ保護増殖事業計画

農林水産省  
国土交通省  
環境省

## 第 1 事業の目標

トキは、我が国ではかつて全国各地に広く生息していたが、明治時代以降、生息数及び生息域が急速に減少し、一時は1羽が飼育されるのみとなったが、平成11年以降、中華人民共和国（以下「中国」という。）から提供された個体の飼育下での繁殖が順調に進んだ結果、平成15年12月現在、本種の個体数は39羽まで回復している。

また、国外においては、昭和56年に中国で7羽の本種の生息が確認されて以来、同国における生息地等の保護及び飼育下での繁殖技術の向上により、本種の個体数は飼育及び野生合わせて約560羽にまで回復している。

このように、飼育下での繁殖技術の確立等により本種の個体数は回復基調にあるものの、我が国には野生個体は存在せず、中国においても約半数は飼育下にあり、本種は依然として国際的にも絶滅のおそれの大きな鳥類の一つとされている。

本事業は、遺伝的な多様性の確保に配慮しつつ本種の飼育下での繁殖を進め、飼育個体群の充実を図るとともに、かつて本種の生息地であった新潟県佐渡島において本種の生息に適した環境を整えた上で再導入を図り、本種が自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標とする。

## 第 2 事業の区域

新潟県佐渡島及び第3の4の検討結果を踏まえて飼育個体の分散を行う区域

## 第 3 事業の内容

### 1 個体の繁殖及び飼育

飼育個体群の充実を図るため、佐渡トキ保護センター等の本種の飼育繁殖施設において、遺伝的な多様性の確保に配慮しつつ繁殖を進める。

また、国外を含む本種の保護対策の推進に資するため、飼育を通じ、本種の生理、生態、血統管理等に関する情報を収集し、及び記録する。

### 2 生息環境の整備

本種が自然状態で安定して存続するためには、営巣木として利用されるアカマツ、コナラ等の大木や餌となる生物を含めた本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、我が国における本種の過去の生息環境や中国における生息環境等に関する情報を踏まえ、再導入を行う小佐渡東部地域を中心に、関係地域の住民の十分な理解を得つつ、河川、湿地、水田、水路、営巣木、ねぐら木等の本種及び本種の餌となる生物の生息環境の保全及び再生を進める。特に、中山間地域の水田等については、本種の生息に必要な採餌地として重要であるため、その保全及び再生を進める。

なお、冬期等における餌資源の不足に備え、関係者による給餌体制の構築及び給餌地等の整備を検討する。

また、過去に佐渡島に導入されたテン等は、捕食者として本種の生息に影響を及ぼすおそれがあることから、その生態及び本種に対する影響を調査し、テン等の捕獲を始めとするねぐら等における本種の安全を確保するために必要な対策を検討する。

さらに、本種の再導入予定地における土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な環境を確保するための配慮が払われるよう努める。

### 3 再導入の実施

かつての本種の生息地である小佐渡東部を中心とする地域において、上記2による生息環境の整備を図り、また、上記1による飼育個体群の維持についてのめどが立った段階で、関係地域の住民の十分な理解を得つつ、飼育個体を再導入することにより、本種の野生個体群の回復を図る。

この際、再導入個体が自然状態で自立して生存できるよう、再導入個体の選定に当たって、健康状態及び血縁関係に留意するとともに、事前に野生順化の取組を行う。

また、再導入した個体の行動、生息環境等を継続的に調査するとともに、その結果をその後の生息環境の整備及び野生順化の取組に反映させ、再導入に関する技術の向上を図る。

### 4 飼育個体の分散

本種の繁殖及び飼育は、当面佐渡島において実施することとするが、本種の安定的存続を図るため、同島以外の地域における適切な施設への飼育個体の分散を検討し、検討結果を踏まえて分散を進める。

### 5 中国との相互協力の推進

我が国における本種の個体群の遺伝的多様性を確保するため、「日中共同トキ保護計画」に基づく中国との繁殖協力等を積極的に進める。

また、本事業により得られた知見をいかして、中国における本種の繁殖及び飼育並びに再導入技術の確立のための協力を進め、国内外にわたる本種の保護対策の充実強化に資する。

## 6 その他

### (1) 生殖細胞等の保存

本種の組織、生殖細胞及び遺伝子は、将来の保護増殖に利用することが期待されるため、これらを良好な状態で保存するため、その手法を検討するとともに、関係者による保存体制の整備を進める。

### (2) 再導入に関する技術の研究及び開発

本種の飼育個体に係る野生順化等の技術を確立するため、国内外の類似例の調査及び研究を進めるとともに、必要に応じて近縁種を用いた同技術の研究及び開発を進める。

### (3) 普及啓発等の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係地方公共団体、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする国民等の理解と協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性及び本事業の実施状況等に関する普及啓発等を進め、本種の保護に対する配慮と協力を働きかける。また、国、関係地方公共団体、関係民間団体等は、関係地域において本種の保護についての理解を深めるための取組を行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

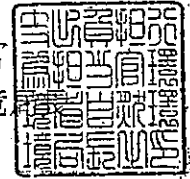
### (4) 効果的な事業の推進

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保護活動に参画する民間団体、地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。

平成 21 年 4 月 1 日

新潟県知事 泉田 裕彦 殿

支出負担行為担当官  
環境省自然環境

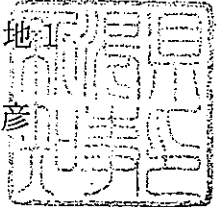


平成 21 年度希少野生動植物種保護増殖事業（トキ）委託業務  
の契約の締結について

標記について、平成 21 年 4 月 1 日付け環企第 120 号をもって提出のあった  
委託業務実施計画書に基づき、別添委託契約書のとおり 金 110,000,000 円  
（消費税及び地方消費税相当分を含む。）を交付することとして、契約を締結  
したので通知します。

支出負担行為担当官  
環境省自然環境局長 様

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県  
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦



委託業務実施計画書

- 1 委託業務名 平成21年度希少野生動植物種保護増殖事業（トキ）委託業務
- 2 委託業務の目的・内容
  - (1) 目的  
絶滅の危機に瀕しているトキの保護増殖を図ること
  - (2) 内容
    - ア トキの飼育及び繁殖
    - イ 「トキ飼育日誌」の作成
    - ウ トキの生態の記録
    - エ トキの野生順化訓練
    - オ トキの野生復帰事業
    - カ トキの野生復帰事業にかかる普及啓発
- 3 業務を行う場所  
新潟県佐渡市新穂長畝377番地の4 佐渡トキ保護センター  
新潟県佐渡市新穂正明寺1277番地 佐渡トキ保護センター野生復帰ステーション
- 4 委託業務実施期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日
- 5 実施計画の内容
  - (1) 委託業務に直接従事する主たる職員
    - ・実務実施担当者  
佐渡トキ保護センター  
所長  
主査  
獣医師  
技術員  
嘱託員  
嘱託員  
佐渡トキ保護センター野生復帰ステーション  
トキ保護専門員  
副参事

主任  
技術員  
嘱託員  
嘱託員

経理担当者  
県民生活・環境部県民生活課 主任

(2) 委託業務実施計画の詳細

- ア 飼育技師及び人工増殖の専門家等の配置
- イ トキの飼育及び健康管理を毎日実施し、「トキ飼育日誌」を作成
- ウ トキの定期健康診断を原則として2か月に1回実施し、健康診断記録を作成
- エ トキの生態をより詳しく把握するために、平常の行動状況、繁殖期の行動状況及び平常と異なる行動を呈したときの状況を写真及びビデオテープにより記録し、これらを踏まえ、トキ飼育マニュアルを作成
- オ トキ野生順化訓練及びトキ野生復帰事業（放鳥個体のモニタリング協力、傷病・死亡個体の救護・回収及び解剖等、放鳥個体に対する緊急的給餌等）を、環境省が示す方針を踏まえ、佐渡自然保護官事務所と調整して実施
- カ トキの野生復帰事業にかかる普及啓発を、佐渡市をはじめとする関係諸機関や団体が実施するトキの野生復帰に向けた生息環境や社会環境の整備と連携しながら、「人・トキの共生の島づくり協議会事務局」等と調整を図って実施
- キ 以下の事項については、国に対し必要な指示を仰ぎ、速やかに対応する。
  - ① 傷病等トキの行動に異常がみられたときの取扱い
  - ② トキの死亡が確認されたときの取扱い
  - ③ 「佐渡トキ保護センターにおける高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル（案）」による対応を実施する事態となったときの取扱い
  - ④ 新型インフルエンザの発生などによる立入制限など佐渡トキ保護センターの管理運営に関する取扱い
  - ⑤ その他、特に技術的に検討を要する事項
- ク 上記業務の適切な実施のため、トキの飼育繁殖等の専門家で構成するトキ増殖技術現地検討会（年3回程度）を開催し、必要な助言を受ける。  
また、必要に応じてトキ飼育繁殖専門家会合、トキ野生復帰専門家会合に出席し、必要な助言を受ける。
- ケ 上記業務に関し、直接実施することが技術的に困難と認められる事項については、専門的な知識・技術を有する外部団体等に再委託して実施
- コ 上記ウの写しを実施後直ちに環境省自然環境局長及び関東地方環境事務所長あてに報告する。また、必要に応じ上記エの記録写真、ビデオテープ、その他特記すべき事項を環境省自然環境局長に提出する。

(3) 収支予算及び物品購入計画 別紙1「収支予算計画」のとおり

(4) 報告書提出期限及び提出部数

事業報告書	平成22年 3月31日	100部
CD-R	平成22年 3月31日	5式
委託業務完了報告書	平成22年 3月31日	正副 2通
委託業務精算報告書	平成22年 4月10日	正副 2通

6 外注事業調書 別紙2のとおり

工 程 表

実施期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	摘要
委託業務実施上の区分													
1 飼育管理 (1) 飼育及び管理 (2) 定期健康診断 (3) 現地検討会		—	—		—		—	—	—			—	
2 野生復帰事業 (1) 野生順化訓練 (2) 野生復帰事業 (3) 普及啓発													
3 報告書提出													
4 委託事業精算報告書													
・進捗予定		25%			20%			20%					
・所要額		27,500千円			22,000千円			22,000千円				38,500千円	

(注1) 本行程表は、別紙様式2号の委託業務計画書「4 委託業務実施期間」の細部日程として作成する。  
 (注2) 委託業務実施計画書変更申請に伴い、本行程表に変更が生じた場合には、新旧行程表を表示する。  
 (注3) 所要額は、消費税を含めた額とする。

## 委 託 契 約 書

支出負担行為担当官環境省自然環境局長 黒田 大三郎（以下「甲」という。）は、新潟県  
泉田 裕彦（以下「乙」という。）と、次の条項により委託契約を締結する。

（実施する委託業務）

第1条 甲は、次の委託業務の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告する。

一 委託業務名

平成21年度希少野生動植物種保護増殖事業（トキ）委託業務

二 委託業務の内容及び経費

委託業務実施計画書のとおり

三 契約期間

平成21年4月15日から平成22年3月31日まで

（委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金110,000,000円（消費税及び地方消費税相当分を含む）  
を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

2 乙は、委託費を、委託業務実施計画書に記載された経費区分に従って使用しなければ  
ならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託業務の遂行）

第3条 乙は、この委託業務を、委託業務実施計画書に記載された計画に従って実施しな  
ければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人に委託し、又は請け負わ  
せてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領（以下「要  
領」という。）による委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第1条  
第3号に定める完了期限までに甲に提出する。

2 乙は、第1条第3号に定める契約期間の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌  
年度4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し委託費の支出内容を  
明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めるときは、第7条第2項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。

2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条第1項に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に委託費の請求を行う。この場合乙は、要領による委託業務費精算払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、必要があると認められる金額については、乙の請求により、前項の規定にかかわらず概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による委託業務費概算払請求書とともに甲に提出するものとする。

3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に契約代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に契約代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し年3.60%の利率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(委託業務の中止等)

第13条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、要領による委託業務中止(廃止)申請書を甲に提出し、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第8条から前条までの規定に準じ精算する。

3 甲は、乙がこの契約に違反し又は委託業務を継続し難いと認めるときは、この契約を解除し又は変更し、委託費の全部又は一部を支払わず又はその返還を乙に請求することができる。

(委託業務の変更)

第14条 乙は、前条に規定する場合を除き、委託業務実施計画書に記載された委託業務の内容又は経費区分に記載した予算額を変更しようとするときは、要領による委託業務変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が要領に定める軽微なものである場合はこの限りでない。

(損害補填)

第15条 乙は、委託業務の実施に際し甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(著作権等の継承)

第16条 乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了とともに甲が継承するものとする。

(秘密の保全)

第17条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(再委託等契約内容の制限)

第18条 乙は、第5条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前2条と同様の規定を定めなければならない。

(帳簿等)

第19条 乙は、委託業務に係る経費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかななければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務終了年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委託業務の調査)

第20条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(物品管理)

第21条 乙は、委託費により物品を取得した場合は甲に届け出るとともに、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、前項の物品のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し又はこの契約を解除したときに、甲に指示に従い、これを甲に返還しなければならない。

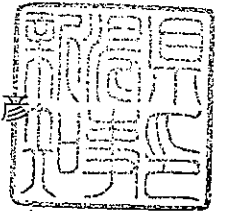
環企第 120 号

平成 21 年 4 月 1 日

支出負担行為担当官

環境省自然環境局長 様

新潟県知事 泉田 裕彦



平成 21 年度希少野生動植物種保護増殖事業 (トキ) の受託について

平成 21 年 3 月 23 日付け環自野発第 090323003 号で依頼のあったこのことについて、  
これを受託し、下記のとおり委託契約書を提出します。

記

提出部数 委託契約書 (正本) 2 部

## トキ野生順化施設の建設経緯(順化ケージ、繁殖ケージ等)

国の施行委任を受けて県が執行(執行委任)

項目	事項	日付	請負(受託)者
基本設計	契約	H15.9.24	(株)プレック研究所 北陸事務所(新潟市)
	完了	H16.3.25	
実施設計 施工監理	契約	H16.9.24	(株)プレック研究所 北陸事務所(新潟市)
	完了	H19.3.23	
工事 (施工)	契約	H17.2.14	大豊建設(株) 北陸支店(新潟市)
	竣工	H19.3.14	